

令和3年第3回瑞穂市教育委員会定例会 次第

令和3年3月24日 14:00～

開会

- 日程第1 令和3年第2回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 令和3年第1回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認について
- 日程第3 会議録署名委員の指名について
- 日程第4 報告第2号 瑞穂市体育協会補助金交付要綱の一部を改正する告示について
- 日程第5 報告第3号 瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について
- 日程第6 報告第4号 瑞穂市レクリエーション協会補助金交付要綱を制定する告示について
- 日程第7 議案第7号 瑞穂市組織変更に伴う教育委員会関係規則の整理に関する規則について
- 日程第8 議案第8号 瑞穂市組織変更に伴う教育委員会関係告示の整理に関する告示について
- 日程第9 議案第9号 瑞穂市組織変更に伴う教育委員会関係訓令の整理に関する訓令について
- 日程第10 議案第10号 瑞穂市教育委員会教育次長の公印を廃止する告示について
- 日程第11 議案第11号 瑞穂市教育委員会事務局長の公印を作製する告示について
- 日程第12 議案第12号 瑞穂市学校医、学校歯科医の委嘱について
- 日程第13 議案第13号 瑞穂市学校薬剤師の委嘱について
- 日程第14 議案第14号 瑞穂市適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示について

日程第15 議案第15号 瑞穂市高等学校等就学奨励一時金交付要綱を廃止する
告示について

日程第16 議案第16号 瑞穂市社会教育委員の委嘱について

日程第17 議案第17号 瑞穂市文化財保護審議会委員の委嘱について

日程第18 教育長の報告

日程第19 そ の 他 教育次長

教育総務課長

学校教育課長

幼児支援課長

生涯学習課長

次回以降教育委員会会議の開催について

令和3年4月 1日（木）午後2時30分から

令和3年4月 日（ ）午 時 分から

閉会

報告第 2 号

瑞穂市体育協会補助金交付要綱の一部を改正する告示について

瑞穂市体育協会補助金交付要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。

令和 3 年 3 月 2 4 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

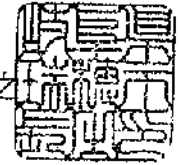
令和 3 年度より瑞穂市体育協会から瑞穂市レクリエーション協会が脱会することに伴い、補助金交付に関し必要な事項を定めるため要綱の一部を改正するもの。

瑞穂市告示第33号

瑞穂市体育協会補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月2日

瑞穂市長 森 和



瑞穂市体育協会補助金交付要綱の一部を改正する告示

瑞穂市体育協会補助金交付要綱（平成30年瑞穂市告示第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号及び第6号中「スポーツ・レクリエーション」を「スポーツ」に改める。

第6条第1項中「及び瑞穂市レクリエーション協会」を削り、「スポーツ少年団等」を「スポーツ少年団」に改め、同条第2項及び第3項中「スポーツ少年団等」を「スポーツ少年団」に改める。

第7条及び第8条第2項中「スポーツ少年団等」を「スポーツ少年団」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この告示は、令和3年度に係る補助金の申請、交付その他の手続から適用し、令和2年度に係る補助金の清算等の手続については、なお従前の例による。

瑞穂市体育協会補助金交付要綱（平成30年瑞穂市告示第57号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（補助対象事業）</p> <p>第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) スポーツ_____の普及、振興及び奨励に関する事業</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) スポーツ_____に関する調査研究及び広報活動事業</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>2 略</p> <p>（下部団体への再補助）</p> <p>第6条 体育協会へ交付する補助金には、下部団体である瑞穂市スポーツ少年団_____（以下「スポーツ少年団__」という。）の補助対象経費を含むものとする。</p> <p>2 前項に規定するスポーツ少年団__の補助対象経費については、スポーツ少年団__の補助対象事業の実施状況により体育協会が再補助として支払うものとする。</p> <p>3 前項の規定によりスポーツ少年団__へ再補助として支払われた補助金は、スポーツ少年団__の別会計で処理し、収支を明らかにしなくてはならない。</p>	<p>（補助対象事業）</p> <p>第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) スポーツ・<u>レクリエーション</u>の普及、振興及び奨励に関する事業</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) スポーツ・<u>レクリエーション</u>に関する調査研究及び広報活動事業</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>2 略</p> <p>（下部団体への再補助）</p> <p>第6条 体育協会へ交付する補助金には、下部団体である瑞穂市スポーツ少年団<u>及び瑞穂市レクリエーション協会</u>（以下「スポーツ少年団等」）の補助対象経費を含むものとする。</p> <p>2 前項に規定するスポーツ少年団<u>等</u>の補助対象経費については、スポーツ少年団<u>等</u>の補助対象事業の実施状況により体育協会が再補助として支払うものとする。</p> <p>3 前項の規定によりスポーツ少年団<u>等</u>へ再補助として支払われた補助金は、スポーツ少年団<u>等</u>の別会計で処理し、収支を明らかにしなくてはならない。</p>

(下部団体の提出書類)

第7条 体育協会は、要綱第3条の規定による補助金の交付申請の際に、スポーツ少年団__に係る次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1)～(3) 略

2 体育協会は、要綱第5条の規定による補助事業の実施報告の際に、スポーツ少年団__に係る次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1)～(3) 略

(補助金の清算)

第8条 略

2 前項の場合において、スポーツ少年団__の補助対象経費分を含むものとする。

(下部団体の提出書類)

第7条 体育協会は、要綱第3条の規定による補助金の交付申請の際に、スポーツ少年団等に係る次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1)～(3) 略

2 体育協会は、要綱第5条の規定による補助事業の実施報告の際に、スポーツ少年団等に係る次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1)～(3) 略

(補助金の清算)

第8条 略

2 前項の場合において、スポーツ少年団等の補助対象経費分を含むものとする。

報告第3号

瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について
瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。

令和3年3月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納 博 明

提案理由

令和3年度より瑞穂市体育協会から瑞穂市レクリエーション協会が脱会することに伴い、補助金交付に関し必要な事項を定めるため要綱の一部を改正するもの。

瑞穂市告示第32号

瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月2日

瑞穂市長 森 和



瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱（平成22年瑞穂市告示第144号）の一部を次のように改正する。

別表瑞穂市体育協会補助の項中「スポーツ・レクリエーション活動」を「スポーツ」に、「13,500,000円」を「13,300,000円」に改め、同項の次に次のように加える。

瑞穂市レクリエーション協会補助	市民にレクリエーション活動を普及奨励するための事業に要する経費	500,000円以内
-----------------	---------------------------------	------------

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この告示は、令和3年度に係る補助金の申請、交付その他の手続から適用し、令和2年度に係る補助金の清算等の手続については、なお従前の例による。

瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱（平成22年瑞穂市告示第144号）新旧対照表

改正後（案）			現行		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
補助事業	補助対象経費	補助金の額	補助事業	補助対象経費	補助金の額
学校保健会補助	研修会及び研究紀要発刊等活動に要する経費	350,000円以内	学校保健会補助	研修会及び研究紀要発刊等活動に要する経費	350,000円以内
岐阜朝鮮学園補助	学園経営に要する経費	20,000円 生徒1人につき3,000円を加算する。	岐阜朝鮮学園補助	学園経営に要する経費	20,000円 生徒1人につき3,000円を加算する。
中学校選手派遣補助	中学校体育連盟主催等の大会、各種大会等への派遣に要する経費	市長が必要と認める額	中学校選手派遣補助	中学校体育連盟主催等の大会、各種大会等への派遣に要する経費	市長が必要と認める額
小中学校特別支援学級補助	特別支援学級児童生徒の社会参加のための各種教育活動に要する経費	市長が必要と認める額	小中学校特別支援学級補助	特別支援学級児童生徒の社会参加のための各種教育活動に要する経費	市長が必要と認める額
女性の会補助	地域社会への奉仕活動、福祉又は文化の推進を図るための研修会、会議等に要する経費	300,000円以内と会員1人につき800円の範囲で加算する。	女性の会補助	地域社会への奉仕活動、福祉又は文化の推進を図るための研修会、会議等に要する経費	300,000円以内と会員1人につき800円の範囲で加算する。
子ども会補助	子ども会活動、育成指導者等の養成を図るための会議費、研修費、研修会費及び指導等に要する経費	1人につき800円以内	子ども会補助	子ども会活動、育成指導者等の養成を図るための会議費、研修費、研修会費及び指導等に要する経費	1人につき800円以内

ジュニア（少年）リーダー活動補助	地域社会における青少年活動のリーダー養成を図るための研修、指導等に要する経費	600,000円以内	ジュニア（少年）リーダー活動補助	地域社会における青少年活動のリーダー養成を図るための研修、指導等に要する経費	600,000円以内
PTA連合会補助	児童・生徒の保護育成を推進するための会議、講演会、指導等に要する経費	500,000円以内	PTA連合会補助	児童・生徒の保護育成を推進するための会議、講演会、指導等に要する経費	500,000円以内
PTA緊急情報配信事業補助	幼稚園児、児童及び生徒の安全確保のため、PTAが緊急情報等の電子メールを保護者に配信する経費	単位PTAにつき50,000円以内	PTA緊急情報配信事業補助	幼稚園児、児童及び生徒の安全確保のため、PTAが緊急情報等の電子メールを保護者に配信する経費	単位PTAにつき50,000円以内
瑞穂市体育協会補助	市民にスポーツ_____を普及奨励するための事業に要する経費	13,300,000円以内	瑞穂市体育協会補助	市民にスポーツ・レクリエーション活動を普及奨励するための事業に要する経費	13,500,000円以内
瑞穂市レクリエーション協会補助	市民にレクリエーション活動を普及奨励するための事業に要する経費	500,000円以内			
文化協会補助	文化団体の芸術文化活動の啓発・育成及び地域の芸術文化向上のために実施する事業に要する経費	7,000,000円以内	文化協会補助	文化団体の芸術文化活動の啓発・育成及び地域の芸術文化向上のために実施する事業に要する経費	7,000,000円以内
自分史作成補助	ふるさとに生きたあかしとして残す市民の自分史発刊の助成援助に係る経費	1人につき500,000円以内	自分史作成補助	ふるさとに生きたあかしとして残す市民の自分史発刊の助成援助に係る経費	1人につき500,000円以内

ふるさと資料刊行補助	市に関する資料の発刊の助成 援助に係る経費	1作品につき150,000 円以内	ふるさと資料刊行補助	市に関する資料の発刊の助成 援助に係る経費	1作品につき150,000 円以内
生涯学習地域振興組織補助	各小学校区の体育、文化、福祉、 保健その他生涯学習の推進を 図るための諸事業に要する経 費	15,000,000円以内	生涯学習地域振興組織補助	各小学校区の体育、文化、福祉、 保健その他生涯学習の推進を 図るための諸事業に要する経 費	15,000,000円以内
家庭教育学級補助	家庭教育の充実に要する経費	1学級につき50,000円 以内	家庭教育学級補助	家庭教育の充実に要する経費	1学級につき50,000円 以内
伝統文化保護伝承事業補助	伝統文化の保護及び伝承に寄 与する事業に要する経費	市長が必要と認める 額	伝統文化保護伝承事業補助	伝統文化の保護及び伝承に寄 与する事業に要する経費	市長が必要と認める 額
その他の補助事業	市長が特に必要と認める事業	市長が必要と認める 額	その他の補助事業	市長が特に必要と認める事業	市長が必要と認める 額

報告第4号

瑞穂市レクリエーション協会補助金交付要綱を制定する告示について
瑞穂市レクリエーション協会補助金交付要綱を制定する告示を別紙のとおり
瑞穂市教育委員会に報告する。

令和3年3月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

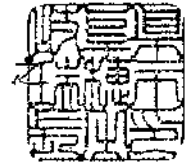
令和3年度より瑞穂市体育協会から瑞穂市レクリエーション協会が脱会することに伴い、補助金交付に関し必要な事項を定めるため要綱を制定するもの。

瑞穂市告示第34号

瑞穂市レクリエーション協会補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月2日

瑞穂市長 森 和



瑞穂市レクリエーション協会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱（平成22年瑞穂市告示第144号。以下「要綱」という。）別表に規定する瑞穂市レクリエーション協会補助について、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) レクリエーションに関する各種体育大会の開催、参加等に関する事業
- (2) レクリエーションの普及、振興及び奨励に関する事業
- (3) 岐阜県レクリエーション協会の構成員として行う事業
- (4) 加盟団体等を育成する事業
- (5) レクリエーション指導者の育成及び資質向上に関する事業
- (6) レクリエーションに関する調査研究及び広報活動事業
- (7) 瑞穂市レクリエーション協会（以下「レクリエーション協会」という。）を運営する事業
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは補助事業の対象としない。

- (1) 営利を目的とし、公益性を欠くもの
- (2) 事業の効果が特定の者のみに帰属するもの
- (3) 政治上の主義を主張し、支持し、又はこれに反することを目的とするもの
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化若しくは育成することを目的とするもの
- (5) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業及びレクリエーション協会事務局運営に要する経費のうち市長が必要と認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助対象経費としない。

（1）食事代、弁当代、懇親会費その他の飲食費（会議等の湯茶、講師弁当は除く。）

（2）交際費及び慶弔費

（3）慰労的な目的で行われる研修費

（4）レクリエーション協会が支払った事を明確にすることのできない経費

（5）補助対象事業に直接関係のない経費

（6）前各号に掲げるもののほか、市長が社会通念上適切でないと認める経費（交付申請の添付書類）

第4条 要綱第3条に規定する所定の添付書類は、次に掲げる書類とする。

（1）事業計画書

（2）収支予算書

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類（交付に関する条件）

第5条 瑞穂市補助金交付規則（平成15年瑞穂市規則第36号。以下「規則」という。）第6条に定めるもののほか、市長は、補助金の交付の決定を行う際に、必要な条件を付することができる。

2 前項の規定により必要な条件を付した場合において、市長は当該条件をレクリエーション協会へ通知するものとする。

3 前項の通知は、規則第7条の規定を準用する。（下部団体への再補助）

第6条 レクリエーション協会へ交付する補助金には、下部団体である瑞穂市レクリエーション協会団体会員（以下「団体会員」という。）の補助対象経費を含むものとする。

2 前項に規定する団体会員の補助対象経費については、団体会員の補助対象事業の実施状況によりレクリエーション協会が再補助として支払うものとする。

る。

3 前項の規定により団体会員へ再補助として支払われた補助金は、団体会員の別会計で処理し、収支を明らかにしなくてはならない。

(下部団体の提出書類)

第7条 レクリエーション協会は、要綱第3条の規定による補助金の交付申請の際に、団体会員に係る次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

2 レクリエーション協会は、要綱第5条の規定による補助事業の実施報告の際に、団体会員に係る次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

(補助金の清算)

第8条 市長は、要綱第5条の規定により提出された補助事業実施報告書を審査し、レクリエーション協会にこの告示による補助対象事業への補助金の額を超える補助金が既に交付されている場合は、期間を定めてその返還を命じるものとする。

2 前項の場合において、団体会員の補助対象経費分を含むものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 7 号

瑞穂市組織変更に伴う教育委員会関係規則の整理に関する規則について
瑞穂市組織変更に伴う教育委員会関係規則の整理に関する規則案を別紙のと
おり提出する。

令和 3 年 3 月 2 4 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市組織変更に伴い教育委員会関係規則を整理する必要があるため、瑞穂
市教育委員会規則の改正を行うもの。

瑞穂市組織変更に伴う教育委員会関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和3年3月24日

瑞穂市教育委員会教育長

瑞穂市教育委員会規則第4号

瑞穂市組織変更に伴う教育委員会関係規則の整理に関する規則

(瑞穂市教育委員会事務局処務規則の一部改正)

第1条 瑞穂市教育委員会事務局処務規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 幼児教育課

第4条の2の見出し及び同条中「幼児支援課」を「幼児教育課」に改め、同条第13号中「次世代育成支援行動計画」を「子ども・子育て支援事業計画」に改め、同条第15号中「及び子育て支援」を削る。

第6条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(組織上の職)」を付し、同条第1項中「教育次長」を「事務局長」に、「置くことができる」を「置き、事務職員をもって充てる」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「教育次長」を「事務局長」に改め、同項を同条第2項とする。

第6条の次に次の1条を加える。

第6条の2 事務局に必要があるときは、次長を置くことができ、事務職員及び指導主事をもって充てる。

2 次長は、上司の命を受け、事務局の事務を総理し、事務局長を補佐する。

第7条の見出しを削る。

第9条第1項中「課に」の次に「必要があるときは」を加え、「できる」を「でき、事務職員及び指導主事をもって充てる」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

第11条第2項中「の各号」を削る。

(瑞穂市教育委員会事務委任規則の一部改正)

第2条 瑞穂市教育委員会事務委任規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「教育次長等」を「事務局長等」に改め、同条中「教育次長」を「事務局長」に改める。

(瑞穂市保育所入所指導委員会規則の一部改正)

第3条 瑞穂市保育所入所指導委員会規則(平成22年瑞穂市教育委員会規則

第10号)の一部を次のように改正する。

第2条中「の各号」を削る。

第7条中「幼児支援課」を「幼児教育課」に改める。

(瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部改正)

第4条 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則(平成22年瑞穂市教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

■この証明書は、放課後児童クラブの利用を希望する（利用している）児童の保護者等の、就労等保育の必要な状況を把握するための書類です。放課後児童クラブの利用承諾のほか、延長保育等を実施する際の資料となりますので、正確にご記入ください。

■証明印がない場合は無効です。訂正があった場合は必ず事業所の訂正印を押印してください。

■内容に虚偽があった場合は、放課後児童クラブの利用承諾を取り消す場合がございます。証明内容について、市から問い合わせる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

■証明者は、就労を証明できるかたであれば必ずしも雇用主でなくても結構です。（例：営業所長、店長、人事課長、所属長等）

■農業の場合は農業中心者、内職の場合は委託業者の証明を受けてください。

証明日 年 月 日

事業所名

代表者名

所在地

電話番号 () -

証明印 (印)

記入者職・氏名

※ 証明印欄には事業所印、代表者印、記入者印のいずれかを押印すること（スタンプ印不可）。証明印欄以外についてはゴム印可。

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

No.	項目	記入欄	
就労者に関する事項			
1	ふりがな		
	就労者氏名		
就労状態等に関する事項			
2	雇用（予定）期間	無期・有期	有期の場合 更新予定 年 月 日 ~ 年 月 日 有・無・未定
3	勤務先事業所名	上記事業所と同じ	
4	勤務先住所	上記以外（居宅外）	
5	勤務先電話番号	自宅 () -	※上記以外の場合のみ記載（ゴム印可）
6	雇用の形態	正社員 パート・アルバイト 非常勤・臨時職員 派遣社員 会社役員 自営業(中心者) 自営業(協力者) 農業協力者 その他 ()	
7	職種	(仕事の内容) 事務、営業、製造など	
8	就労時間 固定就労の場合	就労日に○ 月 火 水 木 金 土 日 祝祭日	合計時間/月 時間 分
		平日・土曜・日曜 時 分～ 時 分	月 日 ※勤務日数の換算（利用調整上の想定） 週6日＝月24日 週4日＝月16日 週5日＝月20日 週3日＝月12日
		平日・土曜・日曜 時 分～ 時 分	月 日 ※休憩時間を含む労働契約上の正規の勤務時間を記入してください。合計勤務時間により利用調整を実施しますので、正確に記入してください。
9	変則就労の場合	週間・月間・年間 時間 分	最も早い 時 分 最も遅い 時 分 出勤時間 退勤時間
10	産前・産後休業の取得	取得予定・取得中・期間終了	年 月 日 ~ 年 月 日
11	育児休業の取得 (予定期間)	取得予定・取得中・期間終了	年 月 日 ~ 年 月 日
		短縮可能時期	年 月 日 延長可能時期 年 月 日
12	復職（予定）年月日	年 月 日	※「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に定める育児休業について、過去1年以内の取得状況を含めて記載してください。
その他			
13	備考欄	上記契約以外の勤務（残業）	有・無 有の場合 最長 時 分 まで ※保育時間の適否を確認します（利用調整には影響しません）
		休日	定休(月・火・水・木・金・土・日・祝祭日) 不定休 不定休の場合 週間・月間・年間 日
		育児短時間勤務制度	有・無 有の場合 利用する・利用しない・未定 利用する場合の勤務時間 時 分 ~ 時 分 ※保育時間の適否を確認します（利用調整には影響しません）
		その他	

※この書類は瑞穂市ホームページからもダウンロードできます。

【問合せ先】瑞穂市教育委員会事務局幼児教育課 TEL(058)327-2147

保護者記入欄

■保育を必要とする理由が就労以外のかたは、裏面にご記入ください。

提出日 年 月 日

通勤手段	電車・バス・車・自転車・徒歩・その他 ()	通勤時間(片道)	時間 分
保護者氏名	(印)	児童との続柄	父・母・祖父・祖母・その他 ()
児童名	学年	生年月日	年 月 日
児童名	学年	生年月日	年 月 日
児童名	学年	生年月日	年 月 日

■就労等の状況に変更があった場合は、速やかに利用する放課後児童クラブ又は市役所窓口までご連絡ください。

■自営業・農業の中心者のかたは、確定申告書の写し又は個人事業の開業届出書等、事業を実施していることが証明できる書類の写しを添付してください。

事業所記入欄

(裏)

就労以外の理由の場合

保育を必要とする理由	状況記入欄	添付書類
障がい	(当てはまるものに○を付け、等級を記入) 障害者手帳 身体・療育・精神 ____級 障害年金 ____級 要介護 ____ 特定疾患 自立支援医療 その他 ()	診断書 (下記に証明又は別紙)
疾病	診断書のとおり	
介護・看護	介護・看護を受ける人 氏名 _____ 子どもとの続柄 () 身体・療育・精神 ____級 要介護 ____ 病院等への付添い 週 ____ 日	
災害復旧	年 ____ 月 ____ 日 罹災	罹災証明書
就学	学校名 _____ 通学時間 (片道) _____ 分	在学証明書、授業のカリキュラムの写し
	入学(予定)日 _____ 年 ____ 月 ____ 日	
	修了(予定)日 _____ 年 ____ 月 ____ 日	
その他		状況の分かる書類

診 断 書			
患者氏名		生年月日	年 ____ 月 ____ 日
住 所			
病 名			
加療見込期間	年 ____ 月 ____ 日 ~ 年 ____ 月 ____ 日		
加療の方法	<input type="checkbox"/> 入院 (入院期間: ____ 年 ____ 月 ____ 日 ~ ____ 年 ____ 月 ____ 日) <input type="checkbox"/> 通院 (____ 回/週・月) <input type="checkbox"/> 往診 (____ 回/週・月) <input type="checkbox"/> 自宅療養		
傷病の程度	<input type="checkbox"/> 絶対安静 <input type="checkbox"/> 常時看護人必要 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	児童の保育にあたること	不可能 ・ ある程度可能 ・ 可能	
上記のとおり診断します。 _____ 年 ____ 月 ____ 日			
医療機関名 _____ 住 所 _____ 医師氏名 _____ (印)			

保護者記入欄

■保育を必要とする理由が就労のかたは、表面にご記入ください。

提出日

年 ____ 月 ____ 日

保護者氏名	児童との続柄	父・母・祖父・祖母・その他 ()
児童名 _____ (印)	学年 _____	生年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日
児童名 _____	学年 _____	生年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日
児童名 _____	学年 _____	生年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

■この証明書は、放課後児童クラブの利用を希望する(利用している)児童の保護者等の、就労等保育の必要な状況を把握するための書類です。放課後児童クラブの利用承諾のほか、延長保育等を実施する際の資料となりますので、正確にご記入ください。また、証明内容に変更があった場合は、必ず利用する放課後児童クラブ又は市役所窓口までご連絡ください。

■内容に虚偽があった場合は、利用承諾を取り消す場合がございます。証明内容について、市から問い合わせる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

【問合せ先】瑞穂市教育委員会事務局幼児教育課 TEL(058)327-2147

(瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部改正)

第5条 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則(平成27年瑞穂市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第32条中「(平成26年政令第213号)」を削る。

様式第2号を次のように改める。

瑞穂市教育委員会教育長 宛

■この証明書は、保育施設の利用を希望する(利用している)児童の保護者等の、就労等保育の必要な状況を把握するための書類です。施設の利用決定のほか、延長保育等を実施する際の資料となりますので、正確にご記入ください。
■証明印がない場合は無効です。訂正があった場合は必ず事業所の訂正印を押印してください。ただし、祖父母のかたに限り、健康保険証の写し等の勤務先が証明できる書類をもって証明印に代えることができます。
■内容に虚偽があった場合は、保育施設の利用決定を取り消す場合がございます。証明内容について、市から問い合わせる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
■証明者は、就労を証明できるかたであれば必ずしも雇用主でなくても結構です。(例:営業所長、店長、人事課長、所属長等)
■農業の場合は農業中心者、内職の場合は委託業者の証明を受けてください。

証明日 年 月 日
事業所名
代表者名
所在地
電話番号 () -
記入者職・氏名
証明印 (印)

※証明印欄には事業所印、代表者印、記入者印のいずれかを押印すること(スタンプ印不可)。証明印欄以外についてはゴム印可。

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

Table with columns: No., 項目, 記入欄. Includes sections for: 勤務先事業者に関する事項 (業種), 就労者に関する事項 (ふりがな, 氏名, 住所), 就労状態に関する事項 (雇用期間, 勤務先住所, 雇用形態, 就労時間, 就労実績, 産前・産後休業取得, 育児休業取得, 復職予定), その他 (備考欄).

※この書類は瑞穂市ホームページからもダウンロードできます。 【問合せ先】瑞穂市教育委員会事務局幼児教育課 TEL(058)327-2147

保護者記入欄
提出日 年 月 日
通勤手段 電車・バス・車・自転車・徒歩・その他() 通勤時間(片道) 時間 分
保護者氏名 (印) 児童との続柄 父・母・祖父・祖母・その他()
児童名 生年月日 年 月 日 施設名 利用中/申込中(第一希望)

■就労等の状況に変更があった場合は、速やかに利用する保育施設又は市役所窓口までご連絡ください。
■自営業・農業の中心者のかたは、確定申告書の写し又は個人事業の開業届出書等、事業を実施していることが証明できる書類の写しを添付してください。
■保育を必要とする理由が就労以外のかたは、裏面にご記入ください。

就労以外の理由の場合

保育を必要とする理由		状況記入欄	添付書類
②	妊娠・出産	年 月 日 出産（予定）	母子健康手帳（表紙及び出産予定日が分かるページ）の写し
③	障がい	（当てはまるものに○を付け、等級を記入） 障害者手帳 身体・療育・精神 ____級 障害年金 ____級 要介護____ 特定疾患 自立支援医療 ____ その他（ ）	障害者手帳、年金証書、自立支援医療受給者証、特定疾患医療受給者証、介護保険被保険者証等の写し
	疾病	診断書のとおり	
④	介護・看護	介護・看護を受ける人 氏名 _____ 子どもとの続柄（ ） 身体・療育・精神 ____級 要介護____ 病院等への付添い 週 日	・障害者等の場合は障害者手帳、介護保険被保険者証等の写し ・上記以外の場合は診断書（下記に証明又は別紙）
⑤	災害復旧	年 月 日 罹災	罹災証明書
⑥	求職活動		ハローワークカード等、求職活動の状況が分かる書類の写し
⑦	就学	学校名 _____ 通学時間（片道） _____ 分	在学証明書、授業のカリキュラムの写し
		入学(予定)日 _____ 年 月 日 修了(予定)日 _____ 年 月 日	
⑧	虐待・DV		状況の分かる書類
⑩	その他		状況の分かる書類

診 断 書			
患者氏名		生年月日	年 月 日
住 所			
病 名			
加療見込期間			
加療の方法	<input type="checkbox"/> 入院（入院期間： 年 月 日 ～ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 通院（ 回/週・月） <input type="checkbox"/> 往診（ 回/週・月） <input type="checkbox"/> 自宅療養		
傷病の程度	<input type="checkbox"/> 絶対安静 <input type="checkbox"/> 常時看護人必要 <input type="checkbox"/> その他（ ） 児童の保育にあたること 不可能 ・ ある程度可能 ・ 可能		
上記のとおり診断します。		年 月 日	
医療機関名 _____ 住 所 _____ 医師氏名 _____		(印)	

保護者記入欄		提出日	年 月 日
保護者氏名	(印)	児童との続柄	父・母・祖父・祖母・その他（ ）
児童名	生年月日 年 月 日	施設名	利用中 申込中(第一希望)
児童名	生年月日 年 月 日	施設名	利用中 申込中(第一希望)
児童名	生年月日 年 月 日	施設名	利用中 申込中(第一希望)

- この証明書は、保育施設の利用を希望する（利用している）児童の保護者等の、就労等保育の必要な状況を把握するための書類です。施設の利用決定のほか、延長保育等を実施する際の資料となりますので、正確にご記入ください。
- 内容に虚偽があった場合は、保育施設の利用決定を取り消す場合がございます。証明内容について、市から問い合わせる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 保育を必要とする理由が就労のかたは、表面にご記入ください。

様式第 1 3 号及び様式第 1 4 号を次のように改める。

様

瑞穂市教育委員会教育長



教育・保育給付認定変更通知書

子ども・子育て支援法第23条第4項の規定に基づき、下記の教育・保育給付認定が職権により変更したことを通知します。

記

認定変更となる子どもの氏名及び生年月日	
認定変更理由	
認定区分	
有効期間	

支給認定証の交付を受けている場合は、変更前の支給認定証の提出をお願いします。

- ・返還先 現在のご利用施設又は瑞穂市教育委員会事務局 幼児教育課
- ・返還期限 支給認定変更日から30日以内

既に支給認定証を返還されている場合は、行き違いですのでご了承ください。

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。）、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

瑞穂市教育委員会教育長



教育・保育給付認定取消（終了）通知書

子ども・子育て支援法第24条第1項の規定に基づき、下記の認定が終了（取消）したことを通知します。

記

認定終了（取消）となる子どもの氏名及び生年月日	
終了（取消）となる認定区分	
認定終了（取消）年月日	
認定終了（取消）の理由	

支給認定証の交付を受けている場合は、終了（取消）となった支給認定証の返還をお願いします。

- ・返還先 現在のご利用施設又は瑞穂市教育委員会事務局 幼児教育課
 - ・返還期限 支給認定終了（取消）日から30日以内
- 既に支給認定証を返還されている場合は、行き違いですのでご了承ください。

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。）、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

瑞穂市教育委員会事務局処務規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第4号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号_____）第17条第2項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第6条の規定に基づき、瑞穂市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織、職員の職その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（課の設置）</p> <p>第2条 事務局に次の課を置く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>幼児教育課</u></p> <p>(4) 略</p> <p>（<u>幼児教育課</u>の分掌事務）</p> <p>第4条の2 <u>幼児教育課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) <u>子ども・子育て支援事業計画</u>に関すること。</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 前各号に定めるもののほか、保育所、放課後児童クラブ_____、 ‘ _____に関すること。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第17条第2項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第6条の規定に基づき、瑞穂市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織、職員の職その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（課の設置）</p> <p>第2条 事務局に次の課を置く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>幼児支援課</u></p> <p>(4) 略</p> <p>（<u>幼児支援課</u>の分掌事務）</p> <p>第4条の2 <u>幼児支援課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) <u>次世代育成支援行動計画</u> _____に関すること。</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 前各号に定めるもののほか、保育所、放課後児童クラブ<u>及び子育て支援</u>に関すること。</p>

(組織上の職)

第6条 事務局に事務局長を置き、事務職員をもって充てる。

2 事務局長は、教育長の命を受け、事務局の事務を総理し、事務局の職員を指揮監督する。

第6条の2 事務局に必要なときは、次長を置くことができ、事務職員及び指導主事をもって充てる。

2 次長は、上司の命を受け、事務局の事務を総理し、事務局長を補佐する。

第7条 略

(特別の職)

第9条 課に必要なときは、総括課長補佐、課長補佐、主査、主任及び主事を置くことができ、事務職員及び指導主事をもって充てる。

2 略

3 略

4 略

5 略

6 略

(教育の機関等)

(教育次長)

第6条 事務局に教育次長を置くことができる。

2 教育次長は、事務職員をもって充てる。

3 教育次長は、教育長の命を受け、事務局の事務を総理し、事務局の職員を指揮監督する。

(組織上の職)

第7条 略

(特別の職)

第9条 課に_____、総括課長補佐、課長補佐、主査、主任及び主事を置くことができる_____。

2 前項に掲げる職は、事務職員及び指導主事をもって充てる。

3 略

4 略

5 略

6 略

7 略

(教育の機関等)

第11条 略

2 前項の教育機関のほか、教育委員会は、次_____に掲げる機関を所管する。

(1)・(2) 略

3・4 略

第11条 略

2 前項の教育機関のほか、教育委員会は、次の各号に掲げる機関を所管する。

(1)・(2) 略

3・4 略

瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（<u>事務局長等</u>への委任）</p> <p>第4条 教育長は、第1条の規定により委任を受けた事務のうち、その一部を<u>事務局長</u>又は課長に専決させることができる。</p>	<p>（<u>教育次長等</u>への委任）</p> <p>第4条 教育長は、第1条の規定により委任を受けた事務のうち、その一部を<u>教育次長</u>又は課長に専決させることができる。</p>

瑞穂市保育所入所指導委員会規則（平成22年瑞穂市教育委員会規則第10号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（職務）</p> <p>第2条 指導委員会は、前条の目的を達成するために、次_____に掲げる事項について、幼児の適正な処遇に関する審議を行う。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（庶務）</p> <p>第7条 指導委員会の庶務は、<u>幼児教育課</u>において処理する。</p>	<p>（職務）</p> <p>第2条 指導委員会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について、幼児の適正な処遇に関する審議を行う。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（庶務）</p> <p>第7条 指導委員会の庶務は、<u>幼児支援課</u>において処理する。</p>

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則（平成22年瑞穂市教育委員会規則第13号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<u>様式第2号（第7条関係）</u> 略	<u>様式第2号（第7条関係）</u> 略

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則（平成27年瑞穂市教育委員会規則第4号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（施設等利用費の支給）</p> <p>第32条 教育委員会は、前条の請求書等の提出があった場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、子ども・子育て支援法施行令_____第15条の6に規定する額を支給するものとする。</p> <p><u>様式第2号（第3条、第21条関係）</u></p> <p>略</p> <p><u>様式第13号（第14条関係）</u></p> <p>略</p> <p><u>様式第14号（第15条関係）</u></p> <p>略</p>	<p>（施設等利用費の支給）</p> <p>第32条 教育委員会は、前条の請求書等の提出があった場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第15条の6に規定する額を支給するものとする。</p> <p><u>様式第2号（第3条、第21条関係）</u></p> <p>略</p> <p><u>様式第13号（第14条関係）</u></p> <p>略</p> <p><u>様式第14号（第15条関係）</u></p> <p>略</p>

議案第 8 号

瑞穂市組織変更に伴う教育委員会関係告示の整理に関する告示について
瑞穂市組織変更に伴う教育委員会関係告示の整理に関する告示案を別紙のと
おり提出する。

令和 3 年 3 月 2 4 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市組織変更に伴い教育委員会関係告示を整理する必要があるため、瑞穂
市教育委員会告示の改正を行うもの。

瑞穂市教育委員会告示第5号

瑞穂市組織変更に伴う教育委員会関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和3年3月24日

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

瑞穂市組織変更に伴う教育委員会関係告示の整理に関する告示

(瑞穂市利用者支援事業実施要綱の一部改正)

第1条 瑞穂市利用者支援事業実施要綱(平成26年瑞穂市教育委員会告示第20号)の一部を次のように改正する。

第3条中「幼児支援課」を「幼児教育課」に改める。

(瑞穂市教育委員会広告掲載要綱の一部改正)

第2条 瑞穂市教育委員会広告掲載要綱(平成30年瑞穂市教育委員会告示第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「教育次長」を「教育委員会事務局長」に改める。

(瑞穂市子育て短期支援事業実施要綱及び瑞穂市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の廃止)

第3条 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 瑞穂市子育て短期支援事業実施要綱(平成22年瑞穂市教育委員会告示第23号)

(2) 瑞穂市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱(平成22年瑞穂市教育委員会告示第26号)

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

瑞穂市利用者支援事業実施要綱（平成26年瑞穂市教育委員会告示第20号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（事業実施場所）</p> <p>第3条 この事業は、身近な場所で、日常的に利用ができ、かつ、相談機能を有する施設又は<u>幼児教育課</u>の窓口で実施する。</p>	<p>（事業実施場所）</p> <p>第3条 この事業は、身近な場所で、日常的に利用ができ、かつ、相談機能を有する施設又は<u>幼児支援課</u>の窓口で実施する。</p>

瑞穂市教育委員会広告掲載要綱（平成30年瑞穂市教育委員会告示第10号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（市長部局の例）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の場合において、「副市長」とあるのは「教育長」と、「部長職」とあるのは「<u>教育委員会事務局長</u>」と、「企画部長」とあるのは「<u>教育委員会事務局長</u>」と、「総合政策課長」とあるのは「教育委員会事務局課長職」と、「総合政策課」とあるのは「教育総務課」と読み替えるものとする。</p>	<p>（市長部局の例）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の場合において、「副市長」とあるのは「教育長」と、「部長職」とあるのは「<u>教育次長</u>」と、「企画部長」とあるのは「<u>教育次長</u>」と、「総合政策課長」とあるのは「教育委員会事務局課長職」と、「総合政策課」とあるのは「教育総務課」と読み替えるものとする。</p>

議案第 9 号

瑞穂市組織変更に伴う教育委員会関係訓令の整理に関する訓令について
瑞穂市組織変更に伴う教育委員会関係訓令の整理に関する訓令案を別紙のと
おり提出する。

令和 3 年 3 月 2 4 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市組織変更に伴い教育委員会関係する訓令を整理する必要があるため、
瑞穂市教育委員会規程の改正を行うもの。

瑞穂市教育委員会訓令第1号

教育委員会一般

瑞穂市組織変更に伴う教育委員会関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

令和3年3月24日

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

瑞穂市組織変更に伴う教育委員会関係訓令の整理に関する訓令

(瑞穂市教育委員会事務決裁規程の一部改正)

第1条 瑞穂市教育委員会事務決裁規程（平成15年瑞穂市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育次長」を「事務局長」に改める。

第2条の見出しを「（事務局長専決事項）」に改め、同条中「教育次長」を「事務局長」に改める。

(瑞穂市教育委員会公印規程の一部改正)

第2条 瑞穂市教育委員会公印規程（平成15年瑞穂市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「瑞穂市教育委員会教育次長印」を「瑞穂市教育委員会事務局長印」に改める。

(瑞穂市教育委員会安全衛生管理規程の一部改正)

第3条 瑞穂市教育委員会安全衛生管理規程（平成18年瑞穂市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「部長」を「事務局長」に改める。

第6条第5号中「各号に掲げる」を削る。

第15条第2項中「申出る」を「申し出る」に、「申出なければならない」を「申し出なければならない」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

瑞穂市教育委員会事務決裁規程（平成15年瑞穂市教育委員会訓令第1号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（目的）</p> <p>第1条 この訓令は、教育長の権限に属する事務の一部を<u>事務局長</u>及び課長に専決させることによって、事務の円滑かつ適正な執行を確保するとともに責任の範囲を明らかにするため必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>（事務局長専決事項）</u></p> <p>第2条 <u>事務局長</u>に、次に掲げる事項を専決させる。</p> <p>(1)～(11) 略</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この訓令は、教育長の権限に属する事務の一部を<u>教育次長</u>及び課長に専決させることによって、事務の円滑かつ適正な執行を確保するとともに責任の範囲を明らかにするため必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>（教育次長専決事項）</u></p> <p>第2条 <u>教育次長</u>に、次に掲げる事項を専決させる。</p> <p>(1)～(11) 略</p>

瑞穂市教育委員会公印規程（平成15年瑞穂市教育委員会訓令第2号）新旧対照表

改正後（案）							現行						
別表（第4条関係）							別表（第4条関係）						
公印の名称	書体	寸法 mm	形状	個数	使用目的	公印保管責任者	公印の名称	書体	寸法 mm	形状	個数	使用目的	公印保管責任者
瑞穂市教育委員会印	篆書	方24	正方形	1	文書・一般用	教育総務課長	瑞穂市教育委員会印	篆書	方24	正方形	1	文書・一般用	教育総務課長
~~~~~							~~~~~						
瑞穂市教育委員会教育長職務代理者印	古印体	方18	正方形	1	文書・一般用	教育総務課長	瑞穂市教育委員会教育長職務代理者印	古印体	方18	正方形	1	文書・一般用	教育総務課長
瑞穂市教育委員会事務局長印	古印体	方18	正方形	1	文書・一般用	教育総務課長	瑞穂市教育委員会教育次長印	古印体	方18	正方形	1	文書・一般用	教育総務課長
瑞穂市立ほづみ幼稚園印	古印体	方21	正方形	1	文書・一般用	瑞穂市立ほづみ幼稚園長	瑞穂市立ほづみ幼稚園印	古印体	方21	正方形	1	文書・一般用	瑞穂市立ほづみ幼稚園長
~~~~~							~~~~~						
瑞穂市文化財審議会長印	古印体	方18	正方形	1	文書・一般用	生涯学習課長	瑞穂市文化財審議会長印	古印体	方18	正方形	1	文書・一般用	生涯学習課長

瑞穂市教育委員会安全衛生管理規程（平成18年瑞穂市教育委員会訓令第1号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（定義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 所属長 瑞穂市教育委員会事務局処務規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第4号）第6条に規定する<u>事務局長</u>、同規則第11条に規定する教育機関の長、瑞穂市保育所条例施行規則（平成22年瑞穂市教育委員会規則第11号）第2条の2に規定する保育所長をいう。</p> <p>（職務）</p> <p>第6条 前条各号に掲げる者の職務は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 健康管理医 法第13条に規定する産業医の職務を行うものとし、次の_____業務を行う。</p> <p>ア 職員の健康管理に関すること及び健康教育、健康相談、衛生教育その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。</p> <p>イ 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。</p> <p>ウ ア、イに掲げる事項について、総括安全衛生管理者に対して勸</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 所属長 瑞穂市教育委員会事務局処務規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第4号）第6条に規定する<u>部長</u>、同規則第11条に規定する教育機関の長、瑞穂市保育所条例施行規則（平成22年瑞穂市教育委員会規則第11号）第2条の2に規定する保育所長をいう。</p> <p>（職務）</p> <p>第6条 前条各号に掲げる者の職務は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 健康管理医 法第13条に規定する産業医の職務を行うものとし、次の<u>各号に掲げる</u>業務を行う。</p> <p>ア 職員の健康管理に関すること及び健康教育、健康相談、衛生教育その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。</p> <p>イ 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。</p> <p>ウ ア、イに掲げる事項について、総括安全衛生管理者に対して勸</p>

告し、又は主任安全衛生管理者、衛生管理者若しくは衛生推進者を指揮し、助言すること。

(6) 略

(健康管理区分の変更)

第15条 略

2 職員が健康管理区分の変更を申し出る場合は、次の各号に掲げる資料を添えて、主任安全衛生管理者に申し出なければならない。

(1)・(2) 略

告し、又は主任安全衛生管理者、衛生管理者若しくは衛生推進者を指揮し、助言すること。

(6) 略

(健康管理区分の変更)

第15条 略

2 職員が健康管理区分の変更を申出る場合は、次の各号に掲げる資料を添えて、主任安全衛生管理者に申出なければならない。

(1)・(2) 略

議案第10号

瑞穂市教育委員会教育次長の公印を廃止する告示について

瑞穂市教育委員会教育次長の公印を廃止する告示について、別紙のとおり瑞穂市教育委員会に提出する。

令和3年3月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

組織変更に伴い名称の変更があったため、瑞穂市教育委員会公印規程（平成15年瑞穂市教育委員会訓令第2号）第9条の規定により告示するもの。

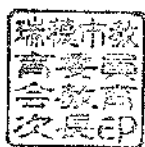
瑞穂市教育委員会告示第6号

瑞穂市教育委員会公印を次のとおり廃止するので、瑞穂市教育委員会公印規程（平成15年瑞穂市教育委員会訓令第2号）第9条の規定により次のように定める。

令和3年3月24日

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

- 1 公印の種類 一般公印
- 2 公印の名称 瑞穂市教育委員会教育次長印
- 3 寸法 方18ミリメートル
- 4 印影



- 5 廃止年月日 令和3年4月1日

議案第 1 1 号

瑞穂市教育委員会事務局長の公印を作製する告示について

瑞穂市教育委員会事務局長の公印を作製する告示について、別紙のとおり瑞穂市教育委員会に提出する。

令和 3 年 3 月 2 4 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

組織変更に伴い名称の変更があったため、瑞穂市教育委員会公印規程（平成 1 5 年瑞穂市教育委員会訓令第 2 号）第 9 条の規定により告示するもの。

瑞穂市教育委員会告示第7号

瑞穂市教育委員会公印を次のとおり作製するので、瑞穂市教育委員会公印規程（平成15年瑞穂市教育委員会訓令第2号）第9条の規定により次のように定める。

令和3年3月24日

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

- 1 公印の種類 一般公印
- 2 公印の名称 瑞穂市教育委員会事務局長印
- 3 寸法 方18ミリメートル
- 4 印影



- 5 使用開始年月日 令和3年4月1日

議案第 1 2 号

瑞穂市学校医、学校歯科医の委嘱について

瑞穂市学校医、学校歯科医に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 1 5 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 1 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 2 4 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

学校保健安全法（昭和 3 3 年法律第 5 6 号）第 2 3 条第 1 項及び第 2 項の規定により、学校医、学校歯科医を委嘱するもの。

令和3・4年度 学校医、学校歯科医一覧表

令和3年度			
学校(園)名	科 名	校 医 名	任 期
穂積小学校	内科医	中島俊彦	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	眼科医	福田由美	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳山玉美	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	歯科医	江崎肇	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	薬剤師	林芳春	令和3年4月1日～令和4年3月31日
本田小学校	内科医	福田信宏	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	眼科医	下野真宏	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳山玉美	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	歯科医	伊東裕治	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	薬剤師	伊藤浩之	令和3年4月1日～令和4年3月31日
牛牧小学校	内科医	国枝武俊	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	眼科医	福田由美	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳山玉美	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	歯科医	柴田泰二	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	薬剤師	池田奈美江	令和3年4月1日～令和4年3月31日
生津小学校	内科医	若園明裕	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	眼科医	下野真宏	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳山玉美	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	歯科医	竹矢良三	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	薬剤師	村瀬友紀	令和3年4月1日～令和4年3月31日
南小学校	内科医	高木昌一	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	眼科医	下野真宏	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊田貴彦	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	歯科医	辻雅明	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	薬剤師	池田奈美江	令和3年4月1日～令和4年3月31日
中小学校	内科医	千田美穂子	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	眼科医	下野真宏	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊田貴彦	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	歯科医	長野弘典	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	薬剤師	小澤栄司	令和3年4月1日～令和4年3月31日
西小学校	内科医	若園明裕	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	眼科医	下野真宏	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊田貴彦	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	歯科医	武内尚博	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	薬剤師	棚瀬友啓	令和3年4月1日～令和4年3月31日
穂積中学校	内科医	所俊彦	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	眼科医	福田由美	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊田貴彦	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	歯科医	芥子川雅也	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	薬剤師	村瀬友紀	令和3年4月1日～令和4年3月31日
穂積北中学校	内科医	佐竹真一	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	眼科医	福田由美	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳山玉美	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	歯科医	広瀬元士	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	薬剤師	中條裕二	令和3年4月1日～令和4年3月31日
巢南中学校	内科医	千田美穂子	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	眼科医	下野真宏	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊田貴彦	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	歯科医	小牧令二	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	薬剤師	棚瀬友啓	令和3年4月1日～令和4年3月31日
ほづみ幼稚園	内科医	京極章三	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	眼科医	福田由美	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳山玉美	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	歯科医	松野進一	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	薬剤師	西山光知子	令和3年4月1日～令和4年3月31日

議案第13号

瑞穂市学校薬剤師の委嘱について

瑞穂市学校薬剤師に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

令和3年3月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第2項の規定により、学校薬剤師を委嘱するもの。

令和3年度 学校薬剤師一覧表

令和3年度			
学校(園)名	科 名	校 医 名	任 期
穂積小学校	内科医	中島俊彦	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	眼科医	福田由美	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳山玉美	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	歯科医	江崎 肇	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	薬剤師	林 芳 春	令和3年4月1日～令和4年3月31日
本田小学校	内科医	福田信宏	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	眼科医	下野真宏	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳山玉美	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	歯科医	伊東裕治	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	薬剤師	伊藤浩之	令和3年4月1日～令和4年3月31日
牛牧小学校	内科医	国枝武俊	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	眼科医	福田由美	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳山玉美	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	歯科医	柴田泰二	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	薬剤師	池田奈美江	令和3年4月1日～令和4年3月31日
生津小学校	内科医	若園明裕	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	眼科医	下野真宏	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳山玉美	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	歯科医	竹矢良三	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	薬剤師	村瀬友紀	令和3年4月1日～令和4年3月31日
南小学校	内科医	高木昌一	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	眼科医	下野真宏	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊田貴彦	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	歯科医	辻 雅 明	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	薬剤師	池田奈美江	令和3年4月1日～令和4年3月31日
中小学校	内科医	千田美穂子	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	眼科医	下野真宏	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊田貴彦	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	歯科医	長野弘典	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	薬剤師	小澤栄司	令和3年4月1日～令和4年3月31日
西小学校	内科医	若園明裕	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	眼科医	下野真宏	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊田貴彦	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	歯科医	武内尚博	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	薬剤師	棚瀬友啓	令和3年4月1日～令和4年3月31日
穂積中学校	内科医	所 俊 彦	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	眼科医	福田由美	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊田貴彦	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	歯科医	芥子川雅也	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	薬剤師	村瀬友紀	令和3年4月1日～令和4年3月31日
穂積北中学校	内科医	佐竹真一	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	眼科医	福田由美	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳山玉美	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	歯科医	広瀬元士	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	薬剤師	中條裕二	令和3年4月1日～令和4年3月31日
巢南中学校	内科医	千田美穂子	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	眼科医	下野真宏	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊田貴彦	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	歯科医	小牧令二	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	薬剤師	棚瀬友啓	令和3年4月1日～令和4年3月31日
ほづみ幼稚園	内科医	京極章三	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	眼科医	福田由美	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳山玉美	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	歯科医	松野進一	令和3年4月1日～令和5年3月31日
	薬剤師	西山光知子	令和3年4月1日～令和4年3月31日

議案第14号

瑞穂市適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示について

瑞穂市適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示について、別紙のとおり瑞穂市教育委員会に提出する。

令和3年3月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

児童生徒が将来、社会的に自立する力が付けられるよう指導援助を図るため事業、開設時間等の一部を改正するもの。

瑞穂市教育委員会告示第8号

瑞穂市適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月24日

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

瑞穂市適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示

瑞穂市適応指導教室設置要綱（平成25年瑞穂市教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の学校への復帰、」を「が将来、社会的に自立することを目指した」に改める。

第4条第6号中「学校復帰の」を「社会的自立にむけた」に改める。

第9条第1号中「年度毎」を「年度ごと」に改め、同条第2号中「午前10時」を「午前9時」に改める。

第11条の見出しを「（入室手続）」に改め、同条第2項中「申し込み」を「申込み」に改める。

様式第1号中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

瑞穂市適応指導教室設置要綱（平成25年瑞穂市教育委員会告示第10号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（設置）</p> <p>第2条 市立小中学校の児童生徒で、不登校の状態にある児童生徒（以下「不登校児童生徒」という。）が将来、社会的に自立することを目指した指導援助を図るため、瑞穂市適応指導教室（以下「適応指導教室」という。）を設置する。</p> <p>（事業）</p> <p>第4条 適応指導教室は、次の事業を行う。 略</p> <p>（6） その他<u>社会的自立にむけた</u>指導援助に関すること。</p> <p>（開設日及び開設時間等）</p> <p>第9条 適応指導教室の開設日及び開設時間は次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、変更することができる。</p> <p>（1） 開設日 年度ごとに教育委員会が定める。</p> <p>（2） 開設時間 午前9時から午後3時まで</p>	<p>（設置）</p> <p>第2条 市立小中学校の児童生徒で、不登校の状態にある児童生徒（以下「不登校児童生徒」という。）の<u>学校への復帰</u>、指導援助を図るため、瑞穂市適応指導教室（以下「適応指導教室」という。）を設置する。</p> <p>（事業）</p> <p>第4条 適応指導教室は、次の事業を行う。 略</p> <p>（6） その他<u>学校復帰の</u>指導援助に関すること。</p> <p>（開設日及び開設時間等）</p> <p>第9条 適応指導教室の開設日及び開設時間は次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、変更することができる。</p> <p>（1） 開設日 年度<u>毎</u>に教育委員会が定める。</p> <p>（2） 開設時間 午前10時から午後3時まで</p>
<p>（入室手続）</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項の規定による<u>申込み</u>を受けた校長は、適応指導教室通室確認書（様式第2号）及び適応指導教室入室希望者参考資料（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>（入室手続き）</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項の規定による<u>申し込み</u>を受けた校長は、適応指導教室通室確認書（様式第2号）及び適応指導教室入室希望者参考資料（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。 略</p>

様式第1号(第11条関係)

岩手県教育委員会 宛

〔道志指導教室通学申込書〕

道志指導教室への通学を希望します。

年 月 日

児童生徒名

(学校 年 組)

保護者名

住所 〒 _____

連絡先 () _____

様式第1号(第11条関係)

岩手県教育委員会 宛

〔道志指導教室通学申込書〕

道志指導教室への通学を希望します。

年 月 日

児童生徒名

(学校 年 組)

保護者名

_____ ①

住所 〒 _____

連絡先 () _____

議案第15号

瑞穂市高等学校等就学奨励一時金交付要綱を廃止する告示について
瑞穂市高等学校等就学奨励一時金交付要綱を廃止する告示について、別紙のとおり瑞穂市教育委員会に提出する。

令和3年3月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

瑞穂市高等学校等就学奨励一時金交付について令和2年度で交付が終了することから要綱の廃止をするもの。

瑞穂市教育委員会告示第9号

瑞穂市高等学校等就学奨励一時金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和3年3月24日

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

瑞穂市高等学校等就学奨励一時金交付要綱を廃止する告示

瑞穂市高等学校等就学奨励一時金交付要綱（平成25年瑞穂市教育委員会告示第2号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による廃止前の瑞穂市高等学校等就学奨励一時金交付要綱第5条の規定により交付した就学奨励一時金については、同要綱第6条及び第7条の規定は、なおその効力を有する。

議案第16号

瑞穂市社会教育委員の委嘱について

瑞穂市社会教育委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

令和3年3月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納 博 明

提案理由

瑞穂市社会教育委員条例（平成15年瑞穂市条例第59号）第2条の規定により、瑞穂市社会教育委員を委嘱するもの。

令和3・4年度瑞穂市社会教育委員

瑞穂市社会教育委員条例第2条の規定による

	氏名	ふりがな	性別	〒	住所	任期	年数	備考
1	小森 保直	こもり やすなお	男			R3.4.1～R5.3.31	2	学識経験者
2						R3.4.1～R5.3.31	新	園長・校長会代表
3	上野 邦子	うえの くにこ	女			R3.4.1～R5.3.31	6	学識経験者
4	長屋 正治	ながや しょうじ	男			R3.4.1～R5.3.31	6	家庭教育・青少年教育(市青少年育成推進員)
5	松野 守男	まつの もりお	男			R3.4.1～R5.3.31	4	体育関係(体育協会 会長)
6	宇野 睦子	うの むつこ	女			R3.4.1～R5.3.31	4	学識経験者(読書サークル協議会 会長)
7	広瀬 政博	ひろせ まさひろ	男			R3.4.1～R5.3.31	1	学識経験者(文化協会事務局長)
8	辻 正益	つじ まさあり	男			R3.4.1～R5.3.31	1	家庭教育・青少年教育(市PTA連合会会長)

※年数は2年度末までの年数

議案第 17 号

瑞穂市文化財保護審議会委員の委嘱について

瑞穂市文化財保護審議会委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 1 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 24 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市文化財保護条例（平成 15 年瑞穂市条例第 66 号）第 29 条第 3 項の規定により、瑞穂市文化財保護審議会委員を委嘱するもの。

瑞穂市文化財保護審議会委員名簿

	氏名	住所	年数	任期
1	新井 利夫		14	2021.4.1～2023.3.31
2	竹山 照雄		11	2021.4.1～2023.3.31
3	東海 良興		10	2021.4.1～2023.3.31
4	馬淵 貞三		6	2021.4.1～2023.3.31
5	所 史隆		4	2021.4.1～2023.3.31
6	後藤 信義		3	2021.4.1～2023.3.31
7	側島 哲		4	2021.4.1～2023.3.31
8	名和 武子		2	2021.4.1～2023.3.31
9	松尾 洋一		2	2021.4.1～2023.3.31
10	堀 晃順		新	2021.4.1～2023.3.31

*年数は、令和2年度末までの年数